

## 令和2年度第3回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 令和3年2月22日（月）午後1時55分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 高松市防災合同庁舎 5階 502会議室
- 3 出席者 委員5名

### (1) 委員

委員長	紀伊雅敦	(香川大学創造工学部教授)
委員長代理	富家佐也加	(弁護士)
委員	天谷研一	(香川大学経済学部准教授)
委員	春日川路子	(香川大学法学部准教授)
委員	塚本秀和	(公認会計士・税理士)

### (2) 市側出席者

外村財政局次長（契約監理課長事務取扱）、楠契約監理課技術検査室長、後藤契約監理課長補佐、鴻上契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、中川都市整備局下水道部長（下水道整備課長事務取扱）、西村教育局総務課学校施設整備室長、三宅河港課長、松本建築課長、西吉交通政策課長ほか

## 4 会議の概要

### (1) 報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

#### ア 工事等の発注状況について

令和2年9月から12月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### 工事

一般競争入札 55件 公募型指名競争入札 56件 随意契約 3件 随意契約  
(緊急工事) 3件

合計 117件 約48億182万円

#### 建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 10件 随意契約 14件

合計 24件 約1億4,729万円

#### イ 指名停止の状況について

令和2年9月から12月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 1者

### (2) 審議（抽出事案について）

令和2年9月から12月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の4件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの

事案も指摘に相当する問題点はなかった。

**抽出事案**

ア 下水道管路施設改築工事（1工区）	
一般競争入札	土木一式工事
イ 下笠居小学校外1校コンクリートブロック塀等改修工事	
公募型指名競争入札	建築一式工事
ウ 大島港地質調査業務委託	
公募型指名競争入札	地質調査
エ 高松駅前広場地下駐車場発電設備改修工事	
随意契約	電気工事

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 令和3年6月（予定）

5 質疑応答（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>「市発注工事の入札・契約状況などについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名停止は、高松市発注案件において行ったものか。</li> <li>・ 当該案件は、再度、発注することとしたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約監理課物品契約係で発注した案件において、指名停止措置を行ったものである。</li> <li>・ 本案件については、次点の者と契約締結に至ったため、再度の発注はしていない。</li> </ul>
<p>「下水道管路施設改築工事（1工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難しい工事ではないと思うが、1者入札となった原因をどのように分析しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案件は、施工場所が市街地であり住宅等が密集していること、かつ、施工時間帯が夜間に及ぶことなどから、難易度が高い工事ではないものの、応札が少なくなったものと分析している。</li> <li>    なお、人孔蓋取替工事は、昨年度においても応札者が少ない状況にある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別途「高松市下水道ストックマネジメント実施設計業務委託（その2）」が発注されているが、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該案件は工事に先立って実施される委託業務であり、老朽化の進行等により、健</li> </ul>

<p>全体サイクルコストの見直しによるものか。</p> <p>・昨年度の人孔蓋取替工事も応札者が少ないとのことだが、下水道工事を施工できる業者は他にもいるのか。</p> <p>・積算基準は国の基準に従っているのか。</p> <p>「下笠居小学校外1校コンクリートブロック塀等改修工事」</p> <p>・再度発注したとのことだが、1回目に契約締結に至らなかった原因をどのように分析しているか。</p> <p>・入札参加者は3者いるが、入札結果で2者が辞退となっているのは、一旦申し込んだ後、辞退したということか。</p>	<p>全性が低下している施設の工事に向けた設計を行うものである。</p> <p>・下水道工事については、本市入札参加資格者名簿に土木一式工事の業種登録があり、下水道工事の施工実績を有する業者であれば、施工は可能と考えており、他にも複数確認できている。</p> <p>・国や県の積算基準に基づき、適切に積算している。</p> <p>・1回目は応札業者が0者であったため、案件を中止としたものである。</p> <p>コンクリートブロック塀改修工事は、大阪府北部地震を受け、2年前から順次進めているが、同種工事の発注件数が多いこと、また、現場代理人の常駐について、通常ならば常駐義務の緩和措置の対象案件であるが、学校での工事であることから、児童等の安全確保のため、現場代理人の常駐を必須として発注しており、人員配置の面でも技術者の保有状況により応札を控える傾向にあると想定している。学校のトイレの洋式化工事についても、同様に応札者数が少ない傾向にある。</p> <p>・御質問のとおり、入札参加申請はしたが、その後、入札に参加しなかったものである。なお、辞退した2者のうち1者については、本案件と同一開札日の他の案件にも入札しており、会社所在地と施工場所の距離等を踏まえ、本案件を辞退したものと推測される。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注時期が重なると、業者として受注したい案件を選ぶようになると思うが、市として発注時期を分散するなどの対策を講じているか。</li> <li>・現場代理人の常駐を必須とするのは、案件の予定価格によるものなのか。</li> </ul> <p>「大島港地質調査業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札業者は、市内企業なのか。</li> <li>・事業計画が、大島振興方策のためとあるが、瀬戸内国際芸術祭が開催されない時期に実施されていることから、老朽化により改修を要するという側面もあると思うが、当該航路の通常時期の利用はどの程度あるのか。</li> <li>・今後の需要増加を見込んでのものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者が入札に参加しやすくなるよう、設計時期を前倒しし、可能な限り早期発注に取り組むとともに、発注時期の平準化を推進しているところである。今後も国の通知を踏まえ、更なる平準化等の取組を進めていく考えである。</li> <li>・学校を運営しながらの施工であり、安全安心な施工のために、学校等との調整を適切に実施できるようにするため等の理由により、現場代理人の常駐を必須としたものである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札のあった3者とも市内企業である。</li> <li>・大島港には物揚場がないため、フェリーによる安全な車両の搬出入を可能としていくもので、必ずしも定期航路を必須としませんが、今後を見据えて整備を行うものである。</li> <li>・将来的にも大島の振興を図っていく中で、整備を進めていくものである。</li> </ul>
<p>「高松駅前広場地下駐車場発電設備改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の対象は、非常用設備とのことだが、これまでどのくらい使われたのか。</li> <li>・耐用年数の到来による主要部分の交換とのことであり、配管部分を含めての交換になると思われるが、他の業者では施工できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検で非常用設備の稼働確認はしているが、これまで、緊急時に稼働したことは1度もない状況である。</li> <li>・今回交換する部品は、発電機の一部であり、見積業者でしか製造していないため、当該業者でしか施工できないが、発電機の周りの配管等は他者でも施工可能である。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設の非常用発電機の部品交換も当該業者が進めているのか。</li>   <li>・今後も大小の部品交換をしていくと思うが、全体的なリフレッシュ工事の予定はあるか。</li>   <li>・根幹的な取替えをする際は、別の発注方式となり得る可能性もあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機の製造メーカーは複数あり、他施設において当初発注時には、施設に応じた発電機の能力を示しているものの、メーカーの指定はしていないため、受注者が選定できるようになっている。また、部品交換に当たっては、各施設で当初設置したメーカーが施工する必要がある。</li>   <li>・次回耐用年数を経過する際は、根幹的な取替えとなる可能性がある。</li>   <li>・その可能性もある。</li> </ul>
---	--